

様式第1号

会 議 録

| | |
|-------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 令和元年度 第1回所沢市建築審査会 |
| 開 催 日 時 | 令和元年5月8日(水) 午後3時から午後4時 |
| 開 催 場 所 | 所沢市役所 高層棟4階 401会議室 |
| 出 席 者 の 氏 名 | 加村啓二 村上逸郎 伊藤庸一 木村一男 |
| 欠 席 者 の 氏 名 | 石丸由紀 |
| 説明者の職・氏名 | |
| 議 題 | (1) 会長及び職務代理者の選出について (2) 建築基準法第43条第2項第2号(旧第43条第1項ただし書)[包括同意基準]に基づく許可について |
| 会 議 資 料 | (1) 会議次第 (2) 建築基準法第43条第2項第2号(敷地等と道路との関係)の規定に基づく許可について(報告) |
| 担 当 部 課 名 | 街づくり計画部 理事 吉田 直樹 建築指導課 課長 保坂 貞夫 主幹 会沢 一信 主査 塩野 雄一 主任 長谷川 直人 主任 前島 草奈 (事務局) 街づくり計画部 建築指導課 電話 04(2998)9180 |

様式第2号

| 発言者 | 審議の内容（審議経過・決定事項等） |
|-------|--|
| 会長 | <p>～ 開会 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■街づくり計画部理事 挨拶 ■委員の自己紹介 ■会議成立の報告 ■会議の公開・非公開 公開に決定 <p>■議題</p> <p>(1) 会長及び職務代理者の選出について 委員の互選により、会長に加村啓二氏、会長職務代理者に村上逸郎氏を選出。</p> <p>(2) 建築基準法第43条第2項第2号（旧第43条第1項ただし書）[包括同意基準]に基づく許可について</p> <p>議題（2）について、特定行政庁より説明をお願いします。</p> |
| 長谷川主任 | <p>～建築基準法第43条第2項第2号[包括同意基準]の規定に基づく許可について説明～</p> |
| 委員 | <p>（質疑応答）</p> <p>②は通路の奥行きが長く、反対側は川である。④は通り抜けているが、先細りしている。⑦と⑧は奥行きが長い。火災の場合、逃げられなくはないが、不安が残ります。命の安全を考えると、日頃から避難のための準備をしておくことが大切であると思います。</p> |
| 保坂課長 | <p>許可にあたって、交通上は、歩行者等の通行に支障がないか、安全上は、災害時における避難に支障がないかを判断しています。避難については、二方向避難を考えます。一方が塞がれた場合でも、もう一方から避難ができます。また、②のように行き止まりであっても、一方が河川敷、あるいは広場や公園、駐車場のよう避難できる空地があるかどうか判断材料となります。行き止まりの距離については、今後、考えていかなければならないと思っています。</p> |

| | |
|------|--|
| 委員 | ②の場合の河川敷等、もう一方に避難経路が確保されていることを要件としているのであれば、基準の中に入れてもよいのではないかと思います。 |
| 委員 | 河川敷に柵があったら逃げられないですね。 |
| 保坂課長 | 乗り越えられないような塀等の場合は、避難経路としては考えにくくなります。 |
| 委員 | 避難場所として、公園等を造る検討はしているのでしょうか。 |
| 保坂課長 | 区画整理事業や再開発事業など、ある程度まとまった土地を再生するような場合は、新たに公共空地として確保することは可能ですが、個人レベルでは現実的でなく、現状で空間を確保することを考えざるを得ません。 |
| 委員 | 火事を起こして隣家に延焼した場合、重過失でなければ民事上の責任は負いませんが、出火元の人はその間に住めなくなるので、火災は本当に気を付けなければならず、何かよい方法はないものかと思っています。 |
| 保坂課長 | 自分の敷地内に、延焼防止のための空間を確保することで許可した事例もあります。 |
| 委員 | 河川敷だと逃げられそうな気がするが、逃げられない場合もある気がします。フェンスは乗り越えられても、崖のような場合は下りられる階段が必要になります。大人なら飛び降りられても、子供はどうかと思います。 |
| 委員 | ②の図面をみると、3mほどの高低差があります。 |
| 保坂課長 | 河川により状況は異なりますので、ケースバイケースで対応していきたいと思います。 |
| 委員 | 日頃から、自治会等で防災訓練や避難訓練をしておくことが大事です。 |

